

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財閥第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																														
<p>第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>(省 略)</p> <p>第 1 節 元 素 総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>元素の分類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">元素名</th> <th>元素 記号</th> <th>原子 記号</th> <th>税表分類</th> </tr> <tr> <th>和名</th> <th>英名</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>Cadmium</td> <td>Cd</td> <td>48</td> <td>卑金属 (<u>81.12</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p>(省 略)</p> <p>29.39 アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの</p>	元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類	和名	英名				カドミウム	Cadmium	Cd	48	卑金属 (<u>81.12</u>)	<p>第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>(同 左)</p> <p>第 1 節 元 素 総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>元素の分類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">元素名</th> <th>元素 記号</th> <th>原子 記号</th> <th>税表分類</th> </tr> <tr> <th>和名</th> <th>英名</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>Cadmium</td> <td>Cd</td> <td>48</td> <td>卑金属 (<u>81.07</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同 左)</p> <p>第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p>(同 左)</p> <p>29.39 アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの</p>	元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類	和名	英名				カドミウム	Cadmium	Cd	48	卑金属 (<u>81.07</u>)
元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類																											
和名	英名																														
カドミウム	Cadmium	Cd	48	卑金属 (<u>81.12</u>)																											
元素名		元素 記号	原子 記号	税表分類																											
和名	英名																														
カドミウム	Cadmium	Cd	48	卑金属 (<u>81.07</u>)																											

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に限る。) 及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (省 略)	に限る。) 及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (同 左)
(F) ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (1) エルゴメトリン (INN) (9, 10-ジデヒドロ-N-[(S) -2- -ヒドロキシ-1-メチルエチル] -6-メチルエルゴリン-8 β-カ ルボキサミド) (エルゴノビン) : 四面体及び細い針状の結晶。子宮 収縮剤及びリゼルギド (INN) 製造の前駆物質として使用する (29 類末尾の前駆物質のリストを参照)。重要な誘導体はマレイン酸エル ゴメトリンでマレイン酸エルゴノビンとも呼ばれる。 (2) ~ (4) (省 略) (省 略)	(F) ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (1) エルゴメトリン (INN) (9, 10-ジデヒドロ-N-[(S) -2- -ヒドロキシ-1-メチルエチル] -6-メチルエルゴリン-8 β-カ ルボキサミド) (エルゴノビン) : 四面体及び細い針状の結晶。子宮 収縮剤及びリゼルギド (INN) 製造の前駆物質として使用する (29 類末尾の前駆物質のリストを参照)。重要な誘導体はマレイン酸エル ゴメトリンでマレイン酸エルゴノビンとも呼ばれる。 (2) ~ (4) (同 左) (同 左)
号の解説 <u>2939.72、2939.79 及び 2939.80</u> <u>2939.72号及び2939.79号には、29.39項の他の号に該当するものを除き、植物アルカロイド及びその誘導体並びにそれらの塩を含む。これらは、植物以外(例えば、動物、菌類)から単離されたものであってもよい。</u> <u>2939.80号には、29.39項の他の号においてより特殊な限定をして記載されているものを除き、その他の全てのアルカロイドを含む。</u> (省 略)	(新 規) (同 左)
第 32 類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ (省 略)	第 32 類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ (同 左)
32.04 有機合成着色料 (化学的に単一であるかないと問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤	32.04 有機合成着色料 (化学的に単一であるかないと問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に单一であるかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(II) 蛍光増白剤及びルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に单一であるかを問わない。）</p> <p>(1) 及び (2) (省 略)</p> <p><u>この項には、ルミノホアを形成するためにこの項のある種の染料（例えば、fluoresceine、cyanine等）で化学的に変性した物質で、一般に実験室での試薬として又は医用画像の目的で使用されるものを含む。</u></p> <p><u>この項には、この項の物品で変性された抗体又は抗体フラグメントの複合体から成る免疫産品を含まない（30.02項）。この項にはまた、患者に投与する診断用試薬であって、混合しておらず、投与量にしたもの又はそのような用途用に混合した二以上の成分から成るものも含まない（30.06項）。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 44 類 木材及びその製品並びに木炭</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類には、未加工の木材、木材の半製品及び木製品を含む。 これらの物品は、次のように大別される。</p> <p>(1) 粗の木材（原木、割ったもの、粗く角にしたもの、皮をはいだもの等）、薪材、木くず、のこくず及びチップ状又は小片状の木材並びにたが材、<u>ボール、くい</u>等並びに木炭並びに木毛及び木粉並びに鉄道用又は軌道用のまくら木（一般に44.01項から44.06項まで）。ただし、この類には、主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にした</p>	<p>又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に单一であるかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(II) 蛍光増白剤及びルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に单一であるかを問わない。）</p> <p>(1) 及び (2) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 44 類 木材及びその製品並びに木炭</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類には、未加工の木材、木材の半製品及び木製品を含む。 これらの物品は、次のように大別される。</p> <p>(1) 粗の木材（原木、割ったもの、粗く角にしたもの、皮をはいだもの等）、薪材、木くず、のこくず及びチップ状又は小片状の木材並びにたが材、<u>くい、棒</u>等並びに木炭並びに木毛及び木粉並びに鉄道用又は軌道用のまくら木（一般に44.01項から44.06項まで）。ただし、この類には、主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にした</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ものに限る。12.11 項参照) 及び主として染色又はなめしに使用する木材(チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。14.04 項参照) を含まない。 (省 略)	に限る。12.11 項参照) 及び主として染色又はなめしに使用する木材(チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。14.04 項参照) を含まない。 (同 左)
号の解説 ある種の熱帯産木材の名称 第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項、第 44.09 項、第 44.12 項、第 44.14 項、第 44.18 項、第 44.19 項及び第 44.20 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT)、French Agricultural Research Centre for International Development) (Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Développement) (CIRAD) 及び International Tropical Timber Organization (ITTO) が提案した標準名に従って定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。 (省 略)	号の解説 ある種の熱帯産木材の名称 第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項、第 44.09 項及び第 44.12 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT)、French Agricultural Research Centre for International Development) (Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Développement) (CIRAD) 及び International Tropical Timber Organization (ITTO) が提案した標準名に従って定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。 (同 左)
44.03 木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省 略)	44.03 木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (同 左)
上記性状のもので、ここに属する主な物品には、製材用原木、電柱、端をとがらせておらず、かつ、割ってない木材(例えば、くい、ポール及び支柱)、鉱山用の丸い支柱、パルプ用材(四つ割りであるかないかを問わない。)、薄板等の製造用の原木丸太並びにマッチ軸木又は木製品等の製造用丸太がある。 (省 略)	上記性状のもので、ここに属する主な物品には、製材用原木、電柱、端をとがらせておらず、かつ、割ってないくい、棒及び支柱、鉱山用の丸い支柱、パルプ用材(四つ割りであるかないかを問わない。)、薄板等の製造用の原木丸太並びにマッチ軸木又は木製品等の製造用丸太がある。 (同 左)
44.04 たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせたものに限るもの)	44.04 たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせたものに限るもの)

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とし、縦にひいたものを除く。)、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものと除く。）及びチップウッドその他これに類するもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(3) 端をとがらせたくない：これらは、割ってない又は割ったポールの先端をとがらせたもので、垣根用のくいを含み、皮をはいであるかないか又は保存剤を染み込ませてあるかないかを問わない。ただし、縦にひいたものは含まない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(5) チップウッド：これは、木材を平削りし、丸はぎし又は時にはひいたもので、柔軟性に富み、狭く、薄く、かつ、一様なストリップである。これらは、組物、ふるい、折箱、折りかご、重箱、マッチ箱等の製造に使用される種類のものである。また、これには、マッチ棒又は靴釘の製造に使用される同種のストリップも含まれる。</p> <p>この項には、経木も含む。これは、通常ビーチ又ははしばみ材から作られ、巻いたチップウッドに似たもので、木酢液製造用又は液体清澄用に適している。これらは、44.01項のかんなくずとは、厚さ、幅及び長さが一定で、かつ、一様にロール状に巻かれている点で区別できる。</p> <p><u>ブラシのボデー用プランク及び靴の木型用プランクは、44.17項に含まれる。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>とし、縦にひいたものを除く。)、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものと除く。）及びチップウッドその他これに類するもの</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(3) 端をとがらせたくない：これらは、丸棒又は割った棒の先端をとがらせたもので、垣根用のくいを含み、皮をはいであるかないか又は保存剤を染み込ませてあるかないかを問わない。ただし、縦にひいたものは含まない。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(5) チップウッド：これは、木材を平削りし、丸はぎし又は時にはひいたもので、柔軟性に富み、狭く、薄く、かつ、一様なストリップである。これらは、組物、ふるい、折箱、折りかご、重箱、マッチ箱等の製造に使用される種類のものである。また、これには、マッチ棒又は靴釘の製造に使用される同種のストリップも含まれる。</p> <p>この項には、経木も含む。これは、通常ビーチ又ははしばみ材から作られ、巻いたチップウッドに似たもので、木酢液製造用又は液体清澄用に適している。これらは、44.01項のかんなくずとは、厚さ、幅及び長さが一定で、かつ、一様にロール状に巻かれている点で区別できる。</p> <p><u>ブラシのボデー用プランク及びくつの木型用プランクは、44.17項に含まれる。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項の製品は、かんながけ（かんながけの過程において、隣接した二つの面で作られる角が少し丸みを帯びているかいないかを問わない。）、やすりがけ、縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）されたものもある。<u>この項の木材は、この類の総説に記載された場合を除き、端をとがらせ、又は加工をしていない。</u> (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 70 類 ガラス及びその製品</p> <p>(省 略)</p>	<p>この項の製品は、かんながけ（かんながけの過程において、隣接した二つの面で作られる角が少し丸みを帯びているかいないかを問わない。）、やすりがけ、縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）されたものもある<u>（この類の総説参照）。</u> (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 70 類 ガラス及びその製品</p> <p>(同 左)</p>
<p>70.19 ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物） (省 略)</p> <p>ガラス繊維は各種の製法によって得られるが、若干の例外を除いて、次の三つの製法に大別される。 (I) 及び (II) (省 略) (III) 吹付け法 (省 略)</p> <p>このようにして製造された<u>連続していない</u>繊維は、そのまま使用されるウェブ（絶縁性のブランケット）又は紡績されて糸になるステープル繊維をつくるために、ドラムに巻かれる。 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 74 類 銅及びその製品</p>	<p>70.19 ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物） (同 左)</p> <p>ガラス繊維は各種の製法によって得られるが、若干の例外を除いて、次の三つの製法に大別される。 (I) 及び (II) (同 左) (III) 吹付け法 (同 左)</p> <p>このようにして製造された<u>連続した</u>繊維は、そのまま使用されるウェブ（絶縁性のブランケット）又は紡績されて糸になるステープル繊維をつくるために、ドラムに巻かれる。 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 74 類 銅及びその製品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
74.19 その他の銅製品	74.19 その他の銅製品
(省 略)	(同 左)
号の解説 7419.20 7326.11号及び7326.19号の解説はこの号の製品において準用する。鋳造製品にあっては、湯口や押湯は除去される場合がある。	号の解説 7419.91 7326.11号及び7326.19号の解説はこの号の製品において準用する。鋳造製品にあっては、湯口や押湯は除去される場合がある。
(省 略)	(同 左)
第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
(省 略)	(同 左)
84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン
(省 略)	(同 左)
この項のターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービンは、内燃機関の一種であり、例えば、蒸気タービンのように外部から熱エネルギーを供給されるものではなく、一般にガスタービンエンジンである。	この項のタービンは、例えば、蒸気タービンのように外部から熱エネルギーを供給されるものではなく、一般に内燃機関の一種である。
(省 略)	(同 左)
(C) その他のガスタービン	(C) その他のガスタービン
このグループには、工業用に特に設計された工業用ガスタービン及び航空機推進用以外の用途に使用されるターボジェットエンジン又はターボプロペラエンジンに適合した工業用ガスタービンエンジンを含む。	このグループには、工業用に特に設計された工業用ガスタービン及び航空機推進用以外の用途に使用されるターボジェット又はターボプロペラに適合した工業用ガスタービンを含む。

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>これらには、次の2種類のサイクルがある。</p> <p>(1) 単純サイクルにおいては、吸入された空気は圧縮機で圧縮され、燃焼系統で加熱された後<u>ガス膨張タービン</u>を通過し、最後に大気に放出される。</p> <p>(2) 再生サイクルにおいては、吸入された空気は圧縮され、再生用熱交換器の空気管を通過する。空気は、タービン排気により予熱された後燃焼系統へ送られ、そこで追加の燃料により更に加熱される。空気とガスの混合物は、<u>ガス膨張タービン</u>を通過して再生用熱交換器の加熱ガス側を通って大気に放出される。</p> <p>これらには、次の2種類の構造のものがある。</p> <p>(a) <u>一軸形ガスタービンエンジン</u>：圧縮機と<u>ガス膨張タービン</u>は同軸に取り付けられている。<u>ガス膨張タービン</u>の出力は圧縮機の回転の動力又は軸継手を通じて回転機械の動力となる。この駆動方式は発電のような定速運転に最も効果的である。</p> <p>(b) <u>二軸形ガスタービンエンジン</u>：圧縮機、燃焼系統及び圧縮機タービンが一つのユニットを構成し、通常ガス発生機と呼ばれる。また、別の軸に取り付けられた第2段タービンが、ガス発生機の排気口から出た加熱された圧縮ガスを受け取る。この第2段タービン（動力タービン）は、圧縮機又はポンプ等の装置に結合され、それらを駆動する二軸形ガスタービンは、通常その動力及び回転速度を負荷に応じて変動できるようになっている。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>これらには、次の2種類のサイクルがある。</p> <p>(1) 単純サイクルにおいては、吸入された空気は圧縮機で圧縮され、燃焼系統で加熱された後<u>タービン</u>を通過し、最後に大気に放出される。</p> <p>(2) 再生サイクルにおいては、吸入された空気は圧縮され、再生用熱交換器の空気管を通過する。空気は、タービン排気により予熱された後燃焼系統へ送られ、そこで追加の燃料により更に加熱される。空気とガスの混合物は、<u>タービン</u>を通過して再生用熱交換器の加熱ガス側を通って大気に放出される。</p> <p>これらには、次の2種類の構造のものがある。</p> <p>(a) <u>一軸形ガスタービン</u>：圧縮機と<u>タービン</u>は同軸に取り付けられている。<u>タービン</u>の出力は圧縮機の回転の動力又は軸継手を通じて回転機械の動力となる。この駆動方式は発電のような定速運転に最も効果的である。</p> <p>(b) <u>二軸形ガスタービン</u>：圧縮機、燃焼系統及び圧縮機タービンが一つのユニットを構成し、通常ガス発生機と呼ばれる。また、別の軸に取り付けられた第2段タービンが、ガス発生機の排気口から出た加熱された圧縮ガスを受け取る。この第2段タービン（動力タービン）は、圧縮機又はポンプ等の装置に結合され、それらを駆動する二軸形ガスタービンは、通常その動力及び回転速度を負荷に応じて変動できるようになっている。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 85 類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 85 類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>85.48 機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>85.48 機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(A) 機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、機器の電気式部分品で次のいずれにも該当しないものを<u>全て</u>含む。</p> <p>(省 略)</p>	<p>この項には、機器の電気式部分品で次のいずれにも該当しないものを<u>すべ</u>て含む。</p> <p>(同 左)</p>